

自転車駐車場利用登録制度の見直しについて（建議）

このことについて、平成 17 年度審議会の答申に基づき慎重に審議した結果、下記事項について速やかに必要な措置をとられるよう建議します。

記

1 登録制度から施設利用制度への転換について

施設利用者の受益者負担を原則として、利用登録制度から施設利用制度への転換について検討されたい。

その利用期間は 1 年とし、年度途中からの利用に対応するため、月額単位を設けます。また、施設を利用しなくなった場合は、使用しない残りの月数分の使用料を返還できるよう措置されたい。

2 施設使用料金の設定について

施設使用料金の改定にあたっては、借地料を含む施設管理運営費と施設整備に要した費用とし、自転車収容可能台数を基に積算することとし、施設のグレードや駅舎までの距離、更には施設の利用率に応じた料金体系とすることが望ましい。

また、市内居住者と市外居住者の料金格差を是正し、高校生以下の使用料に対しては割引率の引き下げについて検討されたい。

なお、今回の料金改定については、将来的な部分を見据えた値上げとならないよう留意するが、今後は、概ね 5 年を目途に料金の見直しが必要と考える。

ただし、新たな駐車場の整備や大規模な修繕が生じた場合はその都度見直すことが望ましい。

3 運営管理のあり方について

運営管理の時間は、現行の午前 6 時 30 分から午後 7 時までとし、施設利用の受付については、現地での受付を視野に入れ利用者の利便性向上に努めるとともに、当該施設が公の施設となった場合、指定管理者制度の導入について検討されたい。

(1) 料金体系についての考え方

平成 19 年度第 2 回審議会で議論していただきました料金体系についてですが、それぞれのメリット、デメリットを比較検討したところ、年度途中からの月額単位を設けることにより、料金体系を 2 種類以上にするメリットが少なく、逆に事務が煩雑になることやステッカーの交付枚数が増え必要経費が嵩むことなどから、料金体系は 1 年間の 1 種類とします。

(2) 一時利用への対応について

駐車場利用登録台数が収容可能台数を超過していて、一時利用を設定するには、新たな用地確保が必要であることや、6 駅中 4 駅に民間の自転車預かり所があり、そこで一時利用が可能なことなどから、今回の条例改正では一時利用の設置は行わないこととします。

(3) 自動二輪車の駐車場利用について

自動二輪車を駐車させるには、新たに駐車場用地を確保し自動二輪車の重量に耐えられる路盤工事が必要です。現時点では用地確保が困難なことなどから、現条例どおり自転車及び原動機付自転車（50cc まで）のみの利用登録とします。